

山形県一部地域の大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の発表基準の変更について

山形県一部地域の大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を変更し、令和3年6月3日(木)から適用します。

山形県の大雨警報(浸水害)・注意報及び洪水警報・注意報について、最新の災害資料の追加等で見直しを行なったところ、一部市町村の大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を変更することとしました。

1. 変更日時

令和3年6月3日(木)13時

2. 発表基準を変更する市町村

- 大雨注意報 河北町、新庄市
- 洪水警報・注意報 酒田市、新庄市、尾花沢市、南陽市、大石田町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

3. 発表基準

令和3年6月3日13時以降、以下URLにて公表します。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/yamagata.html>



なお、今回の変更は、浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)及び洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の判定結果にも反映します。

【参考】

浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:38.409482/lon:139.752960/colordepth:normal/elements:inund>)



洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:38.409482/lon:139.752960/colordepth:normal/elements:flood>)



問い合わせ先：山形地方気象台 防災気象官 菅原
電話 023-622-0632 FAX 023-633-0620